

京都市円山公園音楽堂条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川大作

京都市規則第86号

京都市円山公園音楽堂条例施行規則の一部を改正する規則

京都市円山公園音楽堂条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「30,850円」を「31,420円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市円山公園音楽堂条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)